

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第1条  
(略)

第2条 補助の対象となる事業

補助金の交付の対象となるのは、国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書（昭和56年3月31日締結）に規定された国営幹線水路及び県営幹線水路、並びに土地改良法第五十七条の十一に定める連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という）に位置付けられた団体営水路に関する管理事業とする。

第3条 補助対象経費及び補助率

補助の対象となる経費及び補助率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
<u>国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書(昭和56年3月31日締結)に規定された</u> 国営・県営幹線水路の施設管理及び通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の50以内
<u>水土里ビジョンに位置付けられた団体営水路の施設管理に要する直接経費</u>	当該費用の100分の25以内

第1条  
(略)

第2条 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、国営幹線水路及び県営幹線水路に関する管理事業とする。

第3条 補助対象経費及び補助率

補助の対象となる経費及び補助率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
国営・県営幹線水路の施設管理及び通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の50以内

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧		
<table border="1" data-bbox="174 268 943 419"> <tr> <td data-bbox="174 268 658 419"> <p>水土里ビジョンに位置付けられた団 体営水路の施設整備補修に要する直 接経費</p> </td> <td data-bbox="660 268 943 419"> <p>当該費用の 100 分の 50 以内</p> </td> </tr> </table> <p>第 4 条 補助金の交付申請</p> <p>補助金の交付を受けようとする者は、<u>補助金交付申請書（第 1 号様式）</u> <u>に</u>次に掲げる書類を<u>添えて</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 管理計画書 (第 2 号様式)</p> <p>(2) 収支予算書 (第 3 号様式)</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 条～第 8 条 (略)</p> <p>第 9 条 事業完了の届出</p> <p>補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了した日から 30 日以内 <u>又は補助事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日まで</u>に、完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>水土里ビジョンに位置付けられた団 体営水路の施設整備補修に要する直 接経費</p>	<p>当該費用の 100 分の 50 以内</p>	<p>第 4 条 補助金の交付申請</p> <p>補助金の交付を<u>申請する場合</u>は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 補助金交付申請書（第 1 号様式）</u></p> <p>(2) 管理計画書 (第 2 号様式)</p> <p>(3) 収支予算書 (第 3 号様式)</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 条～第 8 条 (略)</p> <p>第 9 条 事業完了の届出</p> <p>補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了した日から 30 日以内に、完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>水土里ビジョンに位置付けられた団 体営水路の施設整備補修に要する直 接経費</p>	<p>当該費用の 100 分の 50 以内</p>		

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(1) この要綱は、令和8年 月 日から施行し、改正後の要綱は令和8年度分の補助金から適用する。</u></p>	

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新

旧

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1. 収入の部

科目	予算額	備考

2. 支出の部

科目	予算額	備考
管理費（国営）		
管理費（県営）		
<u>管理費（団体営）</u>		
事務費（国営）		

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1. 収入の部

科目	予算額	備考

2. 支出の部

科目	予算額	備考
管理費（国営）		
管理費（県営）		
事務費（国営）		

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
<p>第6号様式（第7条、第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">補助金交付請求書</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>奈良県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業主体 代表者</p> <p>年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第11条（概算払請求においては第7条）の規定により、請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施 設 名 :</p> <p>2. 指 令 額 : 金 円</p> <p>請求種類 : <input type="checkbox"/>請求 <input type="checkbox"/>概算払請求</p> <p>既受領額 : 円</p> <p>今回請求額 : 円</p> <p>残 額 : 円</p>	<p>第6号様式（第7条、第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">補助金交付請求書</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>奈良県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業主体 代表者</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <p>年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第11条（概算払請求においては第7条）の規定により、請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施 設 名 :</p> <p>2. 指 令 額 : 金 円</p> <p>請求種類 : <input type="checkbox"/>請求 <input type="checkbox"/>概算払請求</p> <p>既受領額 : 円</p> <p>今回請求額 : 円</p> <p>残 額 : 円</p>

大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新

旧

第9-1号様式（第9条関係）

出来高額内訳書

補助率 A	事業費	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	年 月 日現在 出 来 高 額			前 回 ま で の 概 算 額 D	今 回 請 求 額 E	今 回 請 求 後 未 済 額 C- (D+E)	備 考
				出来 高額 B'	出来 高率 B' /B	補助 金相 当額 C' =A ×B'				
管理 費 (国 営) %										
管理 費 (県 営) %										
<del>管理 費 (団 体 営) %</del>										
事務 費 (国 営) %										
合計					%					

(注) 出来高額B' が指令の補助対象事業費Bを上回った場合には、上段に  
( ) 書きでB' を、下段に指令額Bを記入

第9-1号様式（第9条関係）

出来高額内訳書

補助率 A	事業費	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	年 月 日現在 出 来 高 額			前 回 ま で の 概 算 額 D	今 回 請 求 額 E	今 回 請 求 後 未 済 額 C- (D+E)	備 考
				出来 高額 B'	出来 高率 B' /B	補助 金相 当額 C' =A ×B'				
管理 費 (国 営) %										
管理 費 (県 営) %										
事務 費 (国 営) %										
合計					%					

(注) 出来高額B' が指令の補助対象事業費Bを上回った場合には、上段に  
( ) 書きでB' を、下段に指令額Bを記入